



理解とご協力をお願いします。今年度からの森林税では、引き続き里山の間伐を行なうとともに、新たに間伐材の利活用等の取組も支援していきます。森林税を活用して行う様々な事業等については、地域の代表である皆様方から、広くご意見を頂戴するため、地域会議等で引き続き開催します。

県民の皆様には引き続き森林税にご理解とご協力をお願いします。今年度からの森林税では、引き続き里山の間伐を行なうとともに、新たに間伐材の利活用等の取組も支援していきます。森林税を活用して行う様々な事業等については、地域の代表である皆様方から、広くご意見を頂戴するため、地域会議等で引き続き開催します。

県土の8割を占める森林は、山地災害の防止や水源の涵養、地球温暖化防止、さらに木材の提供など、私たちに様々な恩恵をえてくれています。

このかけがえのない財産である森林を、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、県民の皆様のご理解とご協力のもと、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」、いわゆる森林税を導入し、喫緊の課題である里山の間伐を中心、森林整備を推進し、5年間で県全体では21,189ha(諏訪湖約16個分)松本地域では2,278haの里山が整備できました。

5年間が経過するにあたり、県としては森林税の継続が必要との判断から、森林税を5年間延長する旨の条例改正案を昨年9月の県議会に提出、全会一致の可決をいただき、この4月から新たに二期目の森林税がスタートしました。



「森林税活用事業をPRする横断幕」  
森林税のおかげできれいに整備された里山



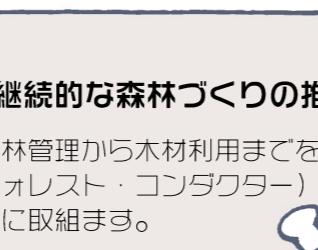
これから  
森林税の主な施策  
平成25年度から  
の8つの柱

**施策の柱①**  
求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進  
引き続き里山の間伐を実施するとともに、新たに水源林の保全対策を実施します。  
また、市町村が行う地域の実情に応じた、きめ細かな森林づくりの取組も、引き続き支援します。

引き続き森林税を活用した里山整備を進めます！



**施策の柱②**  
間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進  
間伐材の利活用の促進、森林管理から木材利用までを総合的に指揮できる人材（フォレスト・コンダクター）の育成などに一体的に取組ます。



**森林税にご理解とご協力をお願いします。**  
「木育推進事業」身近な森林やその資源を活用した大人から子供まで参加できる学習の機会としての木育活動を推進します。



**施策の柱③**  
里山と人との絆づくりを進める取組の促進  
県民・企業等の皆様の森林づくりへの参加や、木材利用を促進する取組、里山の様々な森林資源を利活用する地域の主体的な取組などを進め、里山と人との絆を再び取り戻す取組を支援します。

**松本地域の林業再生を目指して**

本年4月から松本地方事務所林務課長を務めております宮原 登です。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、長野県では、平成22年に策定した「長野県森林づくり指針」と、翌年23年に策定した「長野県森林づくりアクションプラン」により、「森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かなくらし」を基本目標として、①みんなの暮らしを守る森林づくり ②木を活かした力強い産業づくり ③森林を支える豊かな地域づくりの3本を柱に据えて、施策を展開しているところです。

特に、これまで間伐等の取組により充実しつつある森林資源を有効に利活用していくため、「木を活かした力強い産業づくり」に重点的に取組むこととしています。

ちょうど、信州F・POWERプロジェクトとして、塩尻市片丘に集中型製材加工施設と木質バイオマス発電施設の建設が進められています。

この施設が動き出しますと、現在の長野県全体の原木生産量にほぼ匹敵する原木を必要としますので、松本地域は主要な原木供給地となり、これを契機に地域の森林・林業の振興が図られるものと期待しています。

次に、長野県森林づくり県民税です。平成20年度から導入したこの制度により5年間で、約31億7千円の税収があり、その多くが集落周辺の里山の間伐などの森林整備に充てられました。

松本地域では、5年間で2,278haの間伐が実施されたほか、木育活動などが進めされました。

この税ですが、5年間の取組の成果を踏まえ、今後の在り方を検討した結果、引き続き整備を必要とする森林が多く存在することなどから、間伐した木材を利活用する取組に対しても助成するなど、使途を一部見直して更に5年間延長されたところです。

県民の皆様から頂いた貴重な税金ですので、この機会に有効に活用され、地域の豊かな森林づくりに活かして頂きたいと思います。

誌面をお借りして、その他の林務関係の話題についてお知らせします。

まず、山の日制定です。国レベルで山の日制定の動きがありますが、それとは別に長野県独自に制定する方向で検討を進めています。

本県は多くの山に囲まれており、県民の共通の財産であり、貴重な資源でもある山に感謝し、山の恵みを持続的に受け取ることができるよう、山を守り育てながら活かしていく気運を醸成する機会とするために「信州 山の日（仮称）」を制定するものです。

次に平成28年春に長野県での開催を予定している第67回全国植樹祭です。豊かな国土の基盤である森林や緑に対する国民的理を深めるため昭和25年から全国的行事として毎年、都道府県を持ち回りで開催されています。

現在、実行委員会を組織して開催に向けた準備を進めており、皆様の御協力をいただくようお願いします。

いよいよこれまで整備した森林を資源として活用する時代になったと言えます。再生可能な資源として地域の木材が地域で活用され、その後の植栽、保育、伐採といった林業のサイクルが円滑に回って行くことが循環型社会、省資源社会を築くことに繋がります。そのため森林・林業の主要な担い手として森林組合に大きな期待が寄せられています。

最後になりましたが、松本広域森林組合の一層の御発展と皆様方の御健勝を祈念しております。

林務課長 宮原 登

森林税の導入や、薪ストーブの普及など、また山への関心が深まる傾向にあるように思います。そこで、今回はそんな方におススメの見て楽しい林業図書をご紹介します。

これ→「林業新知識」全国林業普及協会が発行する月刊誌です。毎月山で生きる人たちの特別レポートが巻頭に載り、山から学ぶことを語っています。内容はその時々で違いますが、刃物の使い方や、山で採れる林産物などについて、時には退職後の林業との付き合い方など、話題は様々ですが、山に興味のある方には無駄のない話題ばかりです。興味のある方はぜひ、松本地方事務所林務課普及係☎0263-40-1928まで問い合わせてみてはどうでしょう。

また、林業新知識の定期購読をされる方には、タイムリーな長野県内の林業関係情報が様々掲載されています。森林税を活用した木育などのイベントの報告等も載るときがありま

せで、森林税の活用先を知る良い情報源にもなると思います。



林業図書のご案内